



目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [平成26年度地籍調査事業計画の決定\(土地水政策課\)](#)
- [平成26年度狩猟免許試験・更新の実施に係る告示\(みどり自然課\)](#)
- [上福田土地改良区の役員就任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [田甲土地改良区の役員就任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [吉見領土地改良区の役員就退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [羽尾表前土地改良区営土地改良事業羽尾表前地区\(団体営基盤整備促進事業\)の工事完了\(東松山農林振興センター\)](#)
- [秦土地改良区の役員就退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [上尾都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [上尾都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [秩父都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)

- [さいたま都市計画公園の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [平成25年度埼玉県議会情報公開の実施状況\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [平成26年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示\(審査調整課\)](#)

正誤

- [埼玉県規則第25号中訂正\(産業労働政策課\)](#)
- [埼玉県収用委員会告示第1号中訂正\(収用委員会事務局\)](#)

告 示

埼玉県告示第六百一十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人トオヌツプの郷
- 三 代表者の氏名
菊池 則之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字伊刈千四百九十七番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、ペットを亡くした際の悩みや苦しみを抱えるペット愛好家に対して様々なサポート事業を行うとともに、ペット慰霊施設の運営を通じて首都圏と遠野地域との交流を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年三月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人親子サロンmano&mano
- 三 代表者の氏名
柴崎 秋子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市大字東内野五百三番地の十三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、妊娠期の女性から乳幼児期の子育てをする親に対し、子どもの健全な育成に関する子育て支援及び社会教育の推進を図り、安心して子育てを行うことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第六百二十三号

平成二十六年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上田 清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
川越市	高階第二（大字砂新田、大字下新河岸の各一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
川越市	高階第三（大字藤間、大字砂新田の各一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
熊谷市	大麻生一（大麻生の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
熊谷市	吉岡四 二（楊井、平塚新田の各一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
秩父市	大達原第四（大滝の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第一（大滝の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
秩父市	大輪第一（大滝の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第二（大滝の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
飯能市	双柳第四（大字双柳、大字新光の各一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
飯能市	双柳第五（大字双柳の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
加須市	飯積（飯積の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
加須市	飯積（飯積、麦倉の各一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで

東松山市	東松山八地区（幸町の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
狭山市	狭山第四十八（富士見二丁目 の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
狭山市	狭山第四十九（富士見二丁目 の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十三（大谷の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
深谷市	深谷第三十四（大谷の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
越谷市	越谷第八一計画区（大字大 泊の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
日高市	日高第四十二（大字横手の一 部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
日高市	日高第四十三（大字中鹿山、 大字下鹿山の各一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
小川町	腰越八（大字腰越の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
小川町	腰越九（大字腰越の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
ときがわ町	瀬戸（大字瀬戸元上、大字瀬 戸元下）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
ときがわ町	桃木・田中（大字桃木、大字 田中の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
小鹿野町	般若六（般若の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
小鹿野町	般若七（般若の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで
神川町	矢納三（大字矢納の一部）	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日まで

神
川
町

矢納四（大字矢納の一部）

平成二十六年四月一日から
平成二十七年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第六百十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟、わな猟、第一種 銃猟、第二種銃猟	平成二十六年七月 二十七日（日）	東松山市民文化セ ンター	平成二十六年七月 十八日（金）
網猟、わな猟、第一種 銃猟、第二種銃猟	平成二十六年八月 二十三日（土）	東松山市民文化セ ンター	平成二十六年八月 十八日（月）
わな猟	平成二十六年九月 十三日（土）	本庄市民文化会館	平成二十六年九月 八日（月）
わな猟	平成二十七年一月 二十五日（日）	鴻巣市文化センタ ー（クレアここの す）	平成二十七年一月 十九日（月）

ロ 試験の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 受験資格

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 試験当日において満二十歳に達している者

ニ 免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号

の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

へ 狩猟免許手数料

五千二百円（法第四十九条第一号に掲げる者にあつては三千九百円）相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けて納付すること。

ト 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科 目
適性試験	視力 聴力 運動能力
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識 猟具に関する知識 鳥獣に関する知識 鳥獣の保護管理に関する知識
技能試験	網猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに鳥獣の判別能力 わな猟免許に係る場合にあつては、猟具の判別及び取扱い並びに獣類の判別能力 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に係る場合にあつては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別能力

(2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。

(3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に係るものを免除する。

チ 狩猟免状の交付

試験の合格者に対しては、狩猟免状を交付する。

リ その他

受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習

イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期日	会場	提出期限
平成二十六年七月 十二日 (土)	さいたま市民会館いわつき	平成二十六年七月 七日 (月)
平成二十六年七月 十七日 (木)	深谷市花園文化会館 アドニス	平成二十六年七月 十日 (木)
平成二十六年八月 八日 (金)	秩父地方庁舎	平成二十六年八月 一日 (金)
平成二十六年八月 二十日 (水)	川越南文化会館	平成二十六年八月 十三日 (水)

ロ 適性試験及び講習の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 適性試験及び講習を受ける資格

次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 県内に住所を有する者

(2) 平成二十六年九月十四日に有効期間が満了となる狩猟免許を受けている者

ニ 免許更新申請書の提出先

狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

(1) 狩猟免許更新申請書

(2) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・

〇センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び

撮影年月日を記載したもの)一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受け

ている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受け

ていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に

該当しないことについての医師の診断書

ヘ 狩猟免許更新手数料

二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けて納付
すること。

ト 適性試験及び講習の科目

区分	科目	目
適性試験	視力	

	聴力 運動能力
講 習	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護管理

チ 狩猟免状の交付

講習を受講し、適性試験に合格した者に対しては、狩猟免状を交付する。

リ その他

申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することがある。

三 免許申請書等の請求

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書は、各環境管理事務所に請求すること。

告 示

埼玉県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上福田土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	吉 田 昇	埼玉県比企郡滑川町大字福田三千二百二十八番地七

告 示

埼玉県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田甲土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	金子富男	埼玉県比企郡吉見町大字田甲六百三番地一

告示

埼玉県告示第六百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、吉見領土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	新井保美	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見二千四百七十三番地
同	深井博行	同 同 同 大和田七百五十四番地
同	間室照雄	同 同 同 下銀谷百六番地一
同	岩崎照男	同 同 同 荒子七百四十五番地一
同	関根博司	同 同 同 北下砂三百十番地
同	吉田鉄男	同 同 同 下細谷四百七十四番地
同	荻野勇	同 同 同 久保田五十四番地
同	神田新一郎	同 同 同 江綱千二百六十八番地
同	村田芳雄	同 同 同 大串六百二十八番地
同	森田慶市	同 同 同 上砂五百二十四番地
同	蛭間貴	同 同 同 上細谷三十一番地
同	雨宮建次	同 同 同 中新井九百十番地
同	松本精司	同 同 同 一ツ木六十二番地
同	笹野正人	同 同 同 黒岩三百六十番地
同	篠田将英	同 同 同 松崎十九番地
同	小島操	同 同 同 谷口百三十六番地
同	村田泰治	同 同 同 前河内四百六十七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	新井保美	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見二千四百七十三番地
同	大畑勝治	同 同 同 万光寺二十二番地
同	岩崎紀一	同 同 同 荒子六百九十四番地
同	中島利男	同 同 同 丸貫三百八十番地
同	吉田鉄男	同 同 同 下細谷四百七十四番地
同	島田武良	同 同 同 久保田六百四十四番地

同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同
村 田 芳 雄	深 井 博 行	吉 田 健 一	山 崎 元 治	北 村 良 雄	蛭 間 貴	原 口 茂 治	原 利 治	大 野 幸 雄	神 田 新 一 郎
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同 大串六百二十八番地	同 大和田七百五十四番地	同 中曾根二百三十五番地	同 山ノ下八百六十三番地	同 今泉百五十三番地	同 上細谷三十一番地	同 本沢百四十九番地	同 地頭方六百六十七番地	同 前河内六十七番地	同 江綱千二百六十八番地

告 示

埼玉県告示第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、羽尾表前土地改良区理事長から次の土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 事業

羽尾表前土地改良区営土地改良事業（団体営基盤整備促進事業）

二 地区

羽尾表前地区

三 工事完了年月日

平成二十四年三月六日

告示

埼玉県告示第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
秦土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、
次のとおり届出があった。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	荻野太治	埼玉県熊谷市依瀬四百七十六番地
同	増田征一	日向七百二十番地一
同	市野瀬斤三	弁財百六十三番地
同	船田重則	日向千百八十四番地
同	舞原昇平	葛和田八百十八番地
同	江利川俊一	同 九百二十番地
同	五月女清孝	同 八百四十番地一
同	谷津一男	日向五百九十五番地一
同	市川豊一	同 千百二十九番地
同	小峰正明	弁財百五十八番地
同	長谷川忠雄	上須戸六百五十三番地
同	吉田孫兵衛	行田市大字北河原二百十二番地
同	吉野福司	熊谷市日向四百五十二番地二
同	齋藤清思	葛和田千八百三十三番地
同	増田晃	日向八百四十番地
同	山本忠	葛和田三千百六十九番地
同	加藤文男	大野八百八十八番地
同	巻川長幸	葛和田六百二十六番地一
監事	飯塚昌利	同 千八百二十三番地
同	吉野勘治	日向四百五十四番地三
同	長谷川好一	八ッ口九百十五番地二

二 退任

職名	氏名	住所
理事	荻野太治	埼玉県熊谷市依瀬四百七十六番地
同	増田征一	日向七百二十番地一

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
吉野勘治	飯塚昌利	長谷川進	志村勇	巻川長幸	加藤文男	山本忠	森正美	吉野福司	島野和三郎	長谷川忠雄	市野瀬斤三	市川豊一	谷津一男	五月女清孝	木村谷吉	柴崎利雄
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日向四百五十四番地三	葛和田千八百二十三番地	上須戸七百六十五番地	同 八百三十八番地	葛和田六百二十六番地一	大野八百八十八番地	葛和田三千百六十九番地	同 八百四十五番地	日向四百五十二番地二	上中条九百八十九番地	上須戸六百五十三番地	弁財百六十三番地	同 千二百二十九番地	日向五百九十五番地一	同 八百四十番地一	同 千四百四十一番地	葛和田三千百八十四番地一

告示

埼玉県告示第六百二十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十六年四月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社山三電業	埼玉県志木市下宗岡一丁目一〇番六号	山口 幸男	埼玉県知事許可 (特 二二三) 第四五六四号
株式会社電工	埼玉県熊谷市平戸一五八四番地	阿部 一行	埼玉県知事許可 (特 二二四) 第六〇〇五号
神田電気工事株式会社	埼玉県志木市上宗岡二丁目三番三六号	篠田 和清	埼玉県知事許可 (般 二二二) 特 二二五) 第一一九四〇号
中村送電株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前二八七番地五	中村 文雄	埼玉県知事許可 (般 二二二) 特 二二五) 第二二六四八号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

ロ 停止を命ずる期間

平成二十六年五月一日から同月三十日までの三十日間

四 処分の原因となった事実

株式会社山三電業、株式会社電工、神田電気工事株式会社、中村送電株式会社は、東京電力株式会社が発注する架空送電工事において、私的独占の禁止及び公

正取引の確保に関する法律に違反する行為を行い、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、それらの命令が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

平成二十五年埼玉県告示第六百九十二号で公示した公共測量（デジタル撮影縮尺一万分の一）は、平成二十六年三月十九日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十二号

平成二十六年埼玉県告示第三十四号で公示した公共測量（航空写真撮影）は、平成二十六年三月二十日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

平成二十六年埼玉県告示第二百十号で公示した公共測量（基準点測量）は、平成二十六年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

平成二十六年埼玉県告示第三十六号で公示した公共測量（一・二級基準点測量）は、平成二十六年三月二十日終了した旨測量計画機関である加須市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

平成二十五年埼玉県告示第九百八十四号で公示した公共測量（数値撮影及び修正測量（レベル二五〇〇））は、平成二十六年三月二十五日終了した旨測量計画機関である秩父郡小鹿野町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（都市計画図作成）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第六百二十七号

坂戸市から坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

戸田市から戸田都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十号

上尾市から上尾都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

三郷市から草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十二号

戸田市から戸田都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

さいたま市からさいたま都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

坂戸市から坂戸都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

戸田市から戸田都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

坂戸市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十八号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

上尾市から上尾都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

八潮市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

三郷市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

春日部市から春日部都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

上尾市から上尾都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

北本市から北本都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

秩父市から秩父都市計画火葬場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十七号

三郷市長から草加都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百四十八号

さいたま市からさいたま都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年四月七日

指令越建セ第二五〇〇六〇二号

二 検査済証番号

平成二十六年四月十一日

越建セ第三四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木津内字向山五百八十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木津内五百八十三番地

三森 清

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年四月十一日

指令越建セ第二五〇〇五三一号

二 検査済証番号

平成二十六年四月十一日

越建セ第三五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字八河内八百十六番一、八百十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市吉羽一―三十二―二十四

特定非営利法人あかり 代表理事 川岸 恵子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年四月十一日

指令越建セ第二五〇〇六一二号

二 検査済証番号

平成二十六年四月十四日

越建セ第三九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田四丁目三百九十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田三丁目三番三十八号

株式会社 モリエステート 代表取締役 森 文恵

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年四月八日

指令越建セ第二五〇〇四二一号

二 検査済証番号

平成二十六年四月十五日

越建セ第四〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字東下六百八十二番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社 イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会情報公開条例(平成十一年埼玉県条例第二号)第十四条の規定により、平成二十五年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県議会議長 樋口 邦利

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数			
三 一 四	付 件 数	平 成 二 十 前 年 度 か 五 年 度 受 ら の 繰 越 件 数	公 開	部 分 公 開	非 公 開
○		計	八 四	二 三 〇	○
三 一 四			計	三 一 四	
○		平 成 二 十 六 年 度 へ の 繰 越 件 数			

告 示

埼玉県教委告示第十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年四月二十四日 午前九時三十分

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、坂戸市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十六年四月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
坂戸市入西地域 交流センター	埼玉県坂戸市大字新堀百五十九番地一	坂戸市長	三百人

告 示

埼玉県選管告示第二十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十六年四月二十二日 午後四時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成二十六年あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成二十六年四月十八日

埼玉県労働委員会会長 石 田 眞

氏名	現職	主要経歴
石田 眞	早稲田大学大学院法務研究科長、 埼玉県労働委員会公益委員	早稲田大学大学院法務研究科教授 (現職)
飯塚 肇	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会副会長
島村 和男	埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県教育委員会教育長
池澤 幸一	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所調停委員 (現職)
小寺 智子	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	川越市選挙管理委員会委員長 (現職)
金井 浩	電機連合埼玉地方協議会議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉日本電気労働組合執行委員長 (現職)
松井 健	U A ゼンセン政策・労働条件局部長、 埼玉県労働委員会労働者委員	U A ゼンセン埼玉県支部長
贄田 教秋	埼玉県労働組合連合会副議長、 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉県教職員組合中央執行委員長
小室 隆行	日本郵政グループ労働組合関東地方本部 執行委員長、埼玉県労働委員会労働者委員	日本郵政グループ労働組合中央執行 委員(現職)
依田 修	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長、 埼玉県労働委員会労働者委員	東京電力労働組合埼玉総支部執行委 員長(現職)
安藤 嘉明	株式会社佐伯工務店代表取締役社長、 埼玉県労働委員会使用者委員	さいたま商工会議所副会頭(現職)
根岸 茂文	一般社団法人埼玉県経営者協会専務理事兼 事務局長、埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉地方労働審議会委員(現職)
斎藤 和康	株式会社大和薬局代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	和光市商工会会長(現職)
柳沢 幸一	株式会社芝浦電子顧問、 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社あさひ銀行丸の内支店長
石川 義明	石川金属機工株式会社代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鋳物工業協同組合総務委員長 (現職)
鈴木 享	埼玉県労働委員会事務局長	
菊地 仁美	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整 課長	
杉田 敏	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
新船 洋一	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
井上 貴雄	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
山瀬 恵子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
渋谷 敦司	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
松井 若菜	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	

正 誤

埼玉県規則第二十五号（平成二十六年三月二十七日号外第七号）中訂正

ページ 行

一 前から十二

誤

別表第一号の表中表の部分を次のように改める。

正

別表第一号の表を次のように改める。

ページ 表中 行

四 備考 前から一から二まで

誤

ロホン（四本）、

正

ロホン（四本）、

ページ 表中 行

四 備考 前から十三から十四まで

誤

ロホン（八本）、

正

ロホン（八本）、

ページ 表中 行
五 備考 前から二十七から二十九まで

誤

スポットライト(一二五台)、

正

スポットライト(一二五台)、

ページ 表中 行

六 名称 前から十三

誤

照明Eセット(大ホール)

正

照明Eセット(同)

ページ 表中 行

六 備考 前から七から九まで

誤

スポットライト(二台)、

正

スポットライト(二台)、

ページ 表中 行

七 名称 前から二十七

誤

同(ヤマハCF)(同)

正

同(ヤマハCF)(同)

ページ

表中

行

九

単位

前から五

誤

一本

正

一枚

正 誤

埼玉県収用委員会告示第一号（平成二十六年三月二十八日第二千五百八十号）中

訂正

ページ 行

- 一 前から十

誤

「（以下「長たる指名委員」という。）

正

「（以下「長たる指名委員」という。）」

ページ 行

- 一 前から十四から十六まで

誤

第八条第三項を削り、同条第二項中第四号を第三号とし、第五号中「事務局の」を削り、第五号を第四号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 議題及び議事の概要

正

第八条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号中「事務局の」を削り、第五号を第四号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 議題及び議事の概要

第八条第三項を削る。